令和7年2月25日

地方独立行	本部事務局人事部			
	新		IB	改正理由等
第1章~第	58章 (略)	第1章~第	育8章 (略)	
附 <u>則</u> この規程は、令和7年4月1日から施行する。				
別表第1 (第3条関係)		別表第1	(第3条関係)	
級別職務分類基準表		級別職務分	分類基準表	
1 事務職等給料表(1)級別職務分類基準表		1 事務職	戰等給料表(1)級別職務分類基準表	事務職等給料表(1)
職務の級	職務の分類基準	職務の級	職務の分類基準	の6級の職務の分類
1級~	(略)	1級~	(略)	基準に「本部の室長
5級		5級		の職務」を、7級の職
6級	(1) 本部の課長、室長、主幹又は技幹の職務	6級	(1) 本部の課長、主幹又は技幹の職務	務の分類基準に「本
	(2) 職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い		(2) 職務の複雑、困難及び責任の度が相当高い	部の副部長の職務」
	業務を担当する病院の課長、課長補佐の職務		業務を担当する病院の課長、課長補佐の職務	及び「病院の事務局
7級	(1) 本部の部長 <mark>、副部長</mark> の職務	7級	(1) 本部の部長の職務	長の職務」を、8級の
	(2) 担当部長の職務		(2) 担当部長の職務	職務の分類基準に
	(3) 病院の <mark>事務局長、</mark> 副事務局長の職務		(3) 病院の副事務局長の職務	「本部の副事務局長
	(4) 職務の複雑、困難及び責任の度が高い業務		(4) 職務の複雑、困難及び責任の度が高い業務	の職務」を加える。
	を担当する病院の課長の職務		を担当する病院の課長の職務	同給料表における本

8級 (1) 本部の事務局長、副事務局長、参事監の職務 (2) 病院の事務局長の職務 9級 (1) 本部の事務局長の職務 (2) 担当局長の職務

8級 事務局長、参事監の職務 (新規) 事務局長、担当局長の職務 9級 (新規)

部及び病院の事務局 長の職務の分類基準 を明確にするため、 所要の改正を行う。

新			В			改正理由等
	121			TH.		<b>☆正元田</b> ()
$2\sim5$ (略)		$2 \sim 5$ (略)				
6 医療職給料表(3)級別職務分類基準表		6 医療職給料表(3)級別職務分類基準表		医療職給料表(3)の		
職務の級	職務の分類基準		職務の級	職務の分類基準		6級の職務の分類基
1級~	(略)		1級~	(略)		準に「看護担当副部
5級			5級			長の職務」を、7級の
6級	(1) 副看護局長の職務		6級	副看護局長の職務		職務の分類基準に
	(2) 看護担当副部長の職務			(新規)		「看護担当部長の職
7級	(1) 看護局長の職務		7級	看護局長の職務		務」を加える。
	(2) 看護担当部長の職務			(新規)		
7・8 (略)			7 · 8 (略)			
別表第2~第9 (略)		別表第2~第9 (略)				